

片桐洋一教授所蔵

古今伝授書解題

本稿は平成十二年（二〇〇〇）年度開講の大学院文学研究科における片桐洋一教授の講義における受講生の研究報告である。報告者は、博士後期課程修了藤川晶子・中葉芳子、博士後期課程在学高木輝代・泉紀子・岸本理恵・三木麻子・磯山直子・金石哲・早川やよい、博士前期課程在学長谷川友紀子・福留瑞美・日坂五月、国内研修員田中まき、単位履修生木藤智子（いずれも当時）の十四名である。

一 諸家口家古今和歌集秘説

写本 二冊。卍繋ぎ地に竜の丸紋様のある薄緑色の紙表紙。外題は、第一冊には表紙の左上の題箋剥落の跡に「諸家口家古今和歌集秘説 乾」と打付書きし、第二冊には、表紙の左上に題箋（三・五×一九・五cm）を貼り、「諸家口家古今和歌集秘説 坤」と記す。内題は、第一冊に、

諸家口家古今和歌集秘説

附廿三ヶ条切紙并拾六ヶ条大事

とある。

体裁は一八・二×二六・八cm。袋綴。本文料紙は楮紙。

第一冊（乾）は遊紙首一丁、本文墨付三九丁、第二冊（坤）本文墨付一九丁。通し丁付があり、その末尾は「五十八」。（ただし、「四」の丁付は「四上」「四下」の二丁存し、「十七」はなく、「十八」が二丁存する。第一冊末尾の丁付は「三十八」とあって、実際の丁数と一丁のずれがあるが、第二冊の初めの丁付を「四十」として、一丁とばして調整している）一面十行。江戸時代中期写。

内容は切紙集などの伝授書を合したもので、大きく分けると、第一部「題号并部立之裏説口伝」、第二部「古今和歌集切紙」、第三部「古今集切紙」などの集成、第四部は第二冊（坤卷）に入って、「古今切紙廿三ヶ条」、「十六ヶ条大事」という四つの部分からなる。第一部は、内題の後、「題号并部立之裏説口伝云」と端作りし、「古今」に始まり、以下、「和歌」「部立」「賀」「離別」「驕旅」「物名」「恋」「哀傷」「雑」「雑体」「大歌所」を一つ書きで掲げる。そ

の内容は「一 古今 古とは陰陽未分の元神也 仏書には義諦と号す。是を源として陰陽五行の七の元神あらはれ、天地となり、万物を生ず。此元神と七神とを指して古とす。今とは、……」というように、陰陽五行の概念を援用した解釈が示され、最後に「第三所謂陰陽之図」として、陰陽図が掲げられている。

第二部は「古今和歌集切紙之目録 牡丹花」と端作りする、宗祇から牡丹花肖柏へ伝授の切紙集で、まず、次の通りの目録が掲げられている。

初日 四通

一重 三ヶ之大事

二重 三鳥之大事

二日 二通

三重 一首之大事

四重 口伝之一通

三日

五重 一通

以上七通十一ヶ条

これに続いて、内容が記され、「三ヶ之大事」の「をかたまの木」「めとのけつり花の事」「かはな草の事」に始まり、「三鳥之大事」として「よふこ鳥の事」「いなおふせ鳥の事」「百千鳥の事」、さら

に「ほの／＼との歌の事 一首ノ大事」「吉野山の桜事 口伝之大事」、「再び「よふこ鳥」「いなおふせ鳥」「もゝちとり」と続く。これらの内容は、宮内庁書陵部蔵の『当流切紙』、『近衛尚道古今切紙』、『宗訊古今切紙』など宗祇流の切紙の内容とはほぼ一致するが、すべてが完全に一致するのではなく、例えば、再度記された三鳥の内容は『当流切紙』の「鳥之口伝」の内容にほぼ一致するというように、切紙ごとに異なる。また、最後の

一 神道の要文に

神道成 混沌乃境於出テ、混沌及初於知

この心をよめる歌に

我道はなしつなさるゝ境よりなしつなされぬはしめをそしる

此意まことに人々の本元也 神道の奥義也

種玉庵宗祇(花押)

とある部分は、一致するものが見出せない。

なお、「かはな草の事」の後に「公事根源抄曰 若松卜書 十二種ノ若菜ノ中也」とあって、細川幽斎の『公事根源抄』を引く部分や、「吉野山の桜事」の後に「私云 コノチルハ雪ノ歌ハ 頭昭云 持統天皇幸ニ吉野宮ニ之時 人丸作歌ノ由被レ載ニ万葉ニ也……」とある部分、さらに「右三首歌面の説」として、三木の秘事のもとになっている『古今集』巻十物名に見える三首の表の解釈を掲げる部

分は、宗祇から肖柏への切紙とは次元を異にし、後人の注が加えられたものである。

第三部は、①「古今集切紙」、②「宗祇口伝」、③「別紙一枚古今集之事」、④「飛鳥井家古今切紙」、⑤「古今和歌集口伝鈔」の五つの部分からなり、奥書に「右一巻は近衛殿尚通公（自宗祇御伝授へ） 徳大寺殿 野々宮殿と申時 御相伝時 御懇望により尚通公自筆にて被遣たる者也／尚通公御自筆の本を以写之畢 可秘之」とあり、宗祇から近衛尚通へ伝授の切紙などを、尚通が書写した自筆本を、妻の兄弟である徳大寺公胤の懇望に依りて贈ったことがわかる。

この第三部の①「古今集切紙」は、「土代第二」に始まり、以下、「号題之口伝第二」「名題之事第三」「吉野山之桜事第四」ウハ書ハ口伝ノ一通「稽古方第五」「御賀玉木第六」三ケ口伝之一「めとの削花第七」三ケ口伝之二「加和名草第八」三ケ口伝之三「三鳥之大事第九表説也又裏説アリ」「重之重第十」「短歌之事第十一」「ホノノノ歌ノ事第十二」ウハ書ハ一首之大事「風体口伝歌第十三」「三鳥之奥義第十四裏説ナリ」「内外口伝第十五又表裏とも云」まで、全十五条あるが、その内容は宮内庁書陵部蔵「近衛尚道古今切紙」だけに一致するというとはなく、宗祇流のいずれかの切紙と一致する。途中、「稽古方」に「弘長元年二月九日授三素暹二畢 二代撰者融覚判」とあり、東素暹が融覚すなわち藤原爲家から古今伝授を受けたことを記し、さら

に「裏書二云 素進一行氏一時常一氏村一常頭一師氏一素明一氏数一常縁一宗祇」とあって、素暹から常縁、そして宗祇に至る系図を掲げる。さらに、「短歌之事」の部分には、「文明九年四月五日 東下野守常縁／種玉庵」とあり、常縁から宗祇への古今伝授の最後の切紙が伝授された日時が記されている。

十五条の最後の「内外口伝」は古今集の歌二十四首の注解であるが、これは、初雁文庫所蔵『和歌秘録』、同『古今集切紙』、片桐先生（生）架蔵本本稿五『古今集切紙』、二『古今切紙口伝』などの中の「内外口伝歌」に一致する。（これらの奥書には、明応元年八月、宗祇より三条西実隆へこの書が伝授されたことが記されており、内容は『両度聞書』に近い）ただし、普通は二十五首存するが、該本と後述する『古今切紙口伝』は最後の一首を欠く。

次に、②「宗祇口伝云」とある部分は、「花ツミト云事」「序ヤマトウタノ声ノ事」「真名序奥端二書コト」「撰喜」「川竹」「大歌人ノ事」が一つ書きであげられ、「以上六ケ条也 狐竹斎宗牧判」とある。宗牧は宗長、宗頃に学んだ連歌師で、近衛尚通邸に頻繁に出入りし、尚道記の天文元年九月七日の条に「宗牧来、源語秘訣令相伝之」とあるように、尚通から宗牧に歌道の伝授がなされていたようだが、「花ツミト云事」は『宗訊古今切紙』に一致する内容で、宗牧が師から伝受した宗祇の口伝を尚通に伝えたものかもしれない。

次の③は、

別紙一枚

古今集之事

以相伝之説不残口伝取

奉授姉小路中将殿也

明応五年九月廿五日

節七十六宗祇

とあり、宗祇から姉小路濟繼への古今伝授の証明状である。『実隆公記』の同日条によれば、「宗祇法師来話、今朝於姉小路邸古今集終一日之講談之由語之」とあり、また、『図書寮典籍解題統文字篇』によれば、『中院殿誓状写同誓状類』の中に、明応五年九月廿五日の左中将姉小路濟繼とある宗祇への誓状が存する由である。〔中世歌壇史の研究室訂後期〕によれば、東山御文庫本『古今伝授切紙御写』にもある

④「飛鳥井家古今切紙」は「御賀玉木ウハ書三ヶ口伝之」「妻戸削花ウハ書三ヶ口伝之」「加和名草ウハ書三ヶ口伝之」「三鳥之大事」について記される。本解題二の『古今切紙口伝』中にある「飛鳥井家説宋世古今三ヶ大事」や蓬左文庫蔵『古今三ヶ大事』（奥書に「文明十八年陽月五日書之 宋世」とは内容が一致せず、宋世流ではなく、宋世の息雅俊の切紙の可能性が考えられる。雅俊の姉は近衛政治家の妾であり、政治家によって、近衛家に頻繁に出入りしていることが確

認できるところから見ても、その可能性が考えられるが、内容は『近衛尚通古今切紙』に一致し、「飛鳥井家古今切紙」という内容の誤りの可能性も考えられる。

第三部の最後の④「古今和歌集口伝鈔」は、「一ちりひち此義は両家に分かれぬ先の説に候」に始まり、「一真名序」まで、一つ書きで二十三条を記すが、「一ゆあみん 文字のまゝよむ也」「一まかりかへりて かへりかねたる心也」のような語釈を短文であげるものもあれば、「みたりの翁の事」などの秘事を長文であげるものもある。この書が依拠する秘伝がいずれの流派に属するものかを特定するのは難しく、例えば「花つみ」の条の内容は、肖柏が宗祇から伝受し、宗祇に伝えた切紙二十二通の中に含まれるものとほぼ一致するのに対し、「思い出づるときはの山の岩つゝじ」の歌が弘法大師の弟子の真雅が業平に遣わした歌だという『二度聞書』に見える説をあげる場合もある。

なお、この部分にも、尚通自筆本には本来なかったと思われる後人の注が多数見られるが、第三部全番にわたって「師云……肖柏八御賀玉木ヲ神木ト云義、神代卷ニモ古語拾遺ニモナキトテ堯孝ノ説ヲ用玉ヘリ」、「師云 身ニシムハ決前生後也 実枝云 業平ノ時深草ノ女ノ鶉ト成テ啼ヲラント云シヲ……」というように、そのほとんどが師説を書き留めた形になっている。そういう中であって、

「吉野山の桜事」の後に「師云 顯昭云 散ハ雪ノ歌ハ四十一代持統天皇ノオリキノ帝ノ時 吉野宮へ御幸の時 人丸作歌ノ由 万葉二載タリ……」として述べられる内容が、前掲の通り、第二部に「私云」として同じ内容が記されていることが注目される。

次に第四部は第二冊（坤巻）に入り、「古今切紙廿三条」と端作りし、「伊男女勢鳥事」「呼子鳥の沙汰」「みやこ鳥と云事」「さき草の物かたり」以下、「善悪につかさる事あしき段をよめるノ木にもあらず草にもあらぬ……」まで二十三条が一つ書きであげられ、これに引き続き、「十六ヶ条大事」として「あさなげと云事」「すかる鳴のさた」以下、「うつふしそめと云事」までが、やはり一つ書きであげられ、『古今集』の歌の注解がなされ、次のような奥書がある。

右之書物 雖為秘事御懇望依難黙止令伝受也 努々不可有他見
住吉御照覽 少茂残不申為御疑心 以誓句申候 以上

末の露本の牽と成ぬとも
いにしへ今の契りわするな

慶来

于時天文十年十一日

これは、初雁文庫本「古今切紙廿三条」の奥書とほぼ一致する。

ちなみに、この部分には、第二、第三部に見られるような後人

注は存しない。

(田 中 ま き)

二 古今切紙口伝

写本一冊。茶色墨流し風の表紙左上に「壺井義知之筆 古今切紙口伝」とある。内題なし。二六・五×一九・七cm。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付四三丁。一面十行。内容は大きく三部に分けられる。

第一部は二条家流の切紙。(1)「古今切紙口伝」(2)「古今集内伝授」から成り、五の『古今集切紙』とほぼ同様の内容を持つ。

(1)は「御賀玉ノ木事」に始まる三木三鳥についての秘伝である。(2)は「立田川錦をりかく神無月」に始まり、延徳四年二月十六日及び明徳三年八月二日相伝分を記す。また、「明応六年五月十五日西殿あそはすを写す也」という記述もある。続いて、古今集歌二十五首の秘伝を記した後に三条西実隆の奥書を記す。更に、「寿峯口伝」などが続く。

第二部は飛鳥井家の説。「天地人ノ歌事」「久方の……」「人ノ歌ノ事」「ホノくト……」について記し、次に奥書として「文明十八年陽月五日 書之 宋世」とある。

第三部は「古今和歌集一卷」とする冷泉家の説である。「山辺赤

人事」や「おかたまの木の事」など、古今集の秘伝について記す。

後に「永仁五年三月十三日 右近衛中将藤原為相朝臣 在判」とある。続いて「古今秘抄」として、「春部」「離別部」について述べ、

「応永廿三年丙申三月吉日」の日付を付す。奥書には「文延二年臘月廿八日祐友 藤野井但馬殿 壺井義知」とある。

以上のように、本書は二条家流、飛鳥井家流、冷泉家流の古今伝授説を壺井義知が総合したものである。(磯山直子)

三 西三条内大臣古今三鳥三木御伝授

写本一冊。紺色無地の表紙に「三鳥三木伝授」と打付書き。扉題

は「西三条殿 三鳥 伝授 全」とある。二二・六×一五・八cm。袋綴。本文墨付二〇丁。一面七行書。本文末の二二丁表には、

維時正徳万年之第四龍_{甲午}

林鐘西三条内大臣殿門葉

一時猶主人外雖老翁_{拜上}

吟遊亭 式部卿 咒願 (花押)

とあり、この次の丁には朱の別筆で、

等_{ついで}是巻国長敦のもたるをかり得て珍木苗雅うつしとゝめぬ。よき原本を得まく欲すれとも得ず。後の日校合して誤字を正すへ

きものにこそ

文政五年のとし春

東条為名筆

とある。

内容は、二丁表に「和歌三鳥三木之伝」との端作りに「住吉大明神・玉津嶋大明神・人麿大明神」を併記し、「和歌三神の御とかめも有へければ、伝授なきのともから、いたつらに此書を見へからず。罰をおそるゝのゆへに、はしかきかたくいましむる也。」と記す。

これに続けて改めて「西三条内大臣御伝受」と端作りがあり、本文の末には「右古今和歌三鳥三木の伝書は、西三条内大臣殿の口決也。尚具には可口授者也」と三条西実隆の名を記すが、これは権威付けのためのものであるらしい。

二丁裏からの「三鳥」は「稲負鳥」「呼子鳥」「百千鳥」をそれぞれ初重・二重に分ける。その内容は、本解題九の『極秘古今口伝並切紙』や一の『諸家口伝古今和歌集秘説』、三輪正胤氏蔵『宗祇法師切紙口伝』等に近い説が見える。十丁表からは「古今三木」として「おか玉の木」「めとに削花」「かはなくさ」を初重・四重(重々)口伝に分ける。それぞれを三種の神器に比するものとする等、やはり右の三輪氏蔵本にはほぼ同文が見える。十四丁裏からは「唯授一人相様」として、三鳥三木伝のまとめを改めて記す。

本書は三条西実隆の名を記すが、注釈は実隆の伝授書とされる

「古今伝授書」(『早稲田大学蔵資料影印叢書国書篇7中世歌書集』早稲田大学出版部)や『古今和歌集聞書』(同)とは必ずしも近い関係にあるとはいえず、むしろ、宗祇流の注釈書に多く見られる形態と内容を伝えている。(岸 本 理 恵)

四 灌頂古今伝授

写本一冊。表紙中央に題簽を貼り、「灌頂古今伝授」とある。内題は「灌頂古今伝授全」とある。一七・五×二四・三^{cm}。袋綴。本文墨付二十八丁。一面十四行書。三十三丁裏には本文に続けて「洛陽東山住 良道宗阿」と印がある。

三丁表には「灌頂古今伝授目錄之次第」として、「一、三木之事一、七首之秘歌之事 一、三鳥之事 一、七箇之大事 一、雑歌之事 一、雑体之事」と一つ書きで記されるが、この順序は必ずしも本文と一致せず、「七箇之大事」との文言も本文中には見られない。また、一丁表の遊紙には右端に「谷の戸四川の掛合也」「郭公掛合の事」とある。これは本書が現装丁以前に混乱があったことを思わせるものである。

内容は、本解題二十四の『古今秘説』や、静嘉堂文庫蔵『古今相伝之次第』、初雁文庫蔵『古今和歌集相伝之次第』等に部分的に一

致している。初めに、「三木之事」として「あひ老の松」をかたまの木「めとにけつり花」を解説。次に、「七首之秘歌之事」として示す七首とその注釈は右記の静嘉堂本に一致している。続けて、「三鳥之事」として、「もゝちとり」「稲負鳥」「呼子鳥」をあげる。このうち、「もゝちとり」は『古今秘説』を初めとする右記の本には見られない。「稲負鳥」「呼子鳥」についても、本書は右記の本よりも簡潔な注釈であるが、「呼子鳥」には続けて「右道鏡由緒之事」「人丸口伝歌一大事」がある。

次には、「雑歌之事」「雑体之事」があり、「三草之事」として、「わずれ草」「目苔」「川苔」をあげる。これらはいずれも右記の本には見られない。次に「君も人も身をあはせたり」「衣通姫」「日おりの日」「みたりの翁」「みるめの歌」をあげる。これらは静嘉堂本では「五重 七箇之大事」の項目に示すもので、内容もほぼ同文である。したがって、本書でも、本来は目錄之次第にあるように「七箇之大事」のうちにあつたのであろうか。続けて、「古今二字」「撰者之伝」がある。本文末には「七重一首之深秘并三首秘歌、在別紙、灌頂大事唯授一子之口伝 以上」とあるが、これらも静嘉堂本と同文である。本書ではそれぞれの項目を初重・二重……とはしないが、静嘉堂本では「三重 三木并三鳥……六重 古今二字附撰者伝・七重 一首之深秘付三首之秘歌」と七段階に分けることから、本書は

こうした本の変形版またはダイジェスト版のような関係にあると言えよう。(岸 本 理 恵)

五 古今集切紙

写本一冊。柿色稿柄の表紙で外題はない。また内題もなく、次の(1)～(6)の端作りに続く。一九、四×一四、二cm。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付八九丁。遊紙首尾各一丁。一面六行。寛文八年三月下旬書写。

内容は、(1)「古今和歌秘伝曲文父母大事」(2)「古今相伝秘中曲文抄廿卷部」(3)「古今灌頂秘伝曲文抄」(4)「古今和歌集相伝中曲文抄当家子孫伝之序」(5)「古今和歌集大事秘密口伝条々切紙」(6)「古今集内聞書」に分けることができる。(1)は難波津の歌と浅香山の歌の注を中心とし、(2)は二〇六九～一〇八八、一〇九四～一〇九九番歌の秘伝を記す。(3)は「伊那負世取事」に始まる三木三鳥関係の秘説である。続く(4)では「大和歌と云事」など三項目について記す。(5)では、三木として御賀玉木・めとにつけり花・加和名種、次いで三鳥として喚子鳥・いなおほせ鳥・百千鳥について記し、「明応三年初秋廿五日口伝也」とし、更に「みたりの翁の事」について述べている。(6)は「土台の事」な

ど、全五十三条の古今集の秘伝を記す宗祇流の注である。初めの十四ヶ条内には、「延徳四年二月十六日相伝也」「明応三年八月二日相伝也」「素純口伝明応四年八月八日」「明応六年五月十五月初西殿あそはすを写也」「文亀二ふた五月廿一日青御口伝云」とある。続いて「内外口伝歌共永正四年三月二日左之廿五首を承る也」とし、二五首の注を記した後に、明応九年八月上旬に宗祇の口伝を受け、常縁自筆をもって書写したという三条西実隆の奥書がある。更に「寿峯口伝」や「明応三年八月十六日口伝」などが続き、最後に友則・躬恒・忠峯の伝を掲げ、「明暦二年四月四日写也」と記す。末尾の奥書は、「此古今和歌集切紙、幽齋秘伝也、奥書種々秘而在或人所持、予度々雖望求、更不授、或時以誓詞数年望其印与授予、玄旨奥儀之奥書見愚眼者也 本のことし」として「寛文八年三月下旬」とある。

(磯 山 直 子)

六 古今和歌集切紙

写本一冊。表紙は茶色の絹。外題はなく、内題に「古今和歌集切紙」とある。二四・五×一七・五cm。袋綴。本文料紙は美濃紙。本文二七丁。一面七行。

該本は、「此をかたまの木とは天照大神の靈魂を置たる木といふ義也」と始まる「三箇ノ大事」から、在原業平が住吉明神から和歌の大事を受けたことを三箇大事の初めとする「三箇大事起元」を述べる。更に「三鳥秘伝」、稲負鳥は石たたき又は嫁教鳥という鳥であるとする「稲負鳥異名事」、「三人翁伝」と続き、「三箇ノ大事」「三鳥秘伝」にはそれぞれ初重・二重・三重・四重之伝を記し、その後さらに総訣を加え、その内容は『古今和歌集序聞書三流抄』『玉伝深秘』に通じる点もある。

また、該本は一四『古今和歌集切紙』と同類であるが、「古今和歌三鳥之事」を欠く点のみ異なっている。

(早川 やよい)

七 古今和歌集口伝切紙

写本一冊。外題、内題ともになし。二五×一七・五cmの袋綴。遊紙はなく、墨付は四三丁。一面八行。内容の詳細をみると、「古今伝授血脈事」の系譜にはじまり、「古今和歌集口伝切紙」(御賀玉之木之事・妻戸ニケツリ花ノ事・加和名種ノ事・百千鳥ノ事・呼子鳥ノ事・稲負鳥ノ事・ミタリノ翁ノ御事)、「古今和歌集内聞書」(龍田川錦おりかく・一番の長歌・春霞たてるやいつこ・身によこしま

なからん事を思・あをんの事・我うへに露そおくなる・龍田川紅葉なかる・土台といふ事あり・桜花咲きにけらしな・恋の二ノ巻に小町か夢の歌三首・花つみといふ事・なかれては妹背の山の)、「古今和歌集口伝下」(古今集は一卷の内、歌のならひ、秘義の事も、高砂、住の江の松も相生のやうにおほえとあり・人丸は赤人かかみにたらんことかたく・赤人ハ同人異名といふ事・神遊の歌と云事・ひをりの日事・真名序之内よみくせ・若又春鶯・拾遺連歌に・半為婦人之石・奈良の御門・真名序ハ当流には用ざる事也・真名序二乞食客・大日灵貴・四十二首伝受・友則・躬恒・忠岑)と続き、その後、

古今和歌集の口伝は貞徳老人より伝受して代々家の調法たるゆへにふかく箱にかくしぬ。さりながら世の末にも我とひととき人もなくむなしく虫の家ともならば、いよ／＼道もすたれ行ことかなくして、さる人のもとめにいやといわれぬからに、ひけんのゆるしぬ。

宝永二年乙酉七月の下四日

梓山隠士 尹躬誌

判

元文三年戊午年六月中旬

政筆写之

の奥書がある。さらに、この後に「外之有有之歌道御伝受之事」が記

され、その末に

如此外之書二有

于時元文三千年六月中旬 書之

政峯写之

また続いて

右古今伝授之秘書全一卷坂氏政峯伝之序

宝曆第四甲戌秋七月二十日 原本之仮贖写之矣

吉 貞條 (花押)

藏書

とある。奥書にみえる梓山隠士尹躬、坂政峯はいずれも伝未詳。但し、坂政峯の方は享和三年版『東海道人物志』四日市駅にみえる歌人坂五郎兵衛か。

当該書の内容は前掲の「古今和歌集口伝切紙」、「古今和歌集内聞書」、「古今和歌集口伝下」の目録からも予想されるように、宗祇流・二条家流の伝授が中心である。むしろ当該書の特徴は「古今伝授血脉事」、「外之書有之歌道御伝受之事」の部分にみられる。住吉大明神にはじまり正三位行木工頭兼春宮大夫柿本人丸―山辺赤人―文武天皇―延喜帝―貫之―内侍尼―筑紫尼―金吾基俊―三位俊成―権中納言定家と続く「古今伝授血脉事」は、為世以下を頼阿―経賢―堯孝―東野州―宗祇―逍遙院―称名院―三光院―細川幽斎（つとむ）―玄旨法印と

し、これもまた基本的には二条家流の伝授であることが知られる。玄旨法印以下は、一方に貞徳に続く地下の流れがあり、一方では後水尾院―新院に続く御所伝授の流れが見られる。

「外之書有之歌道御伝受之事」の方は幽斎を中心にして古今伝授の歴史を簡略にまとめたもの。本解題井二十七の「古今伝授伝来由緒略記」と一部内容が一致する点、注目される。

(金 石 哲)

八 古今天真独朗之巻

写本一冊。外題は打付書きにて「古今天真独朗之巻 全」とあり、内題は「古今天真独朗之巻 乾(坤)」とある。二六・六×二〇・三cmの袋綴。遊紙はなく、墨付は乾坤各十五丁の計三〇丁。一面九行。

内容の詳細は、先ず、乾の巻は「超大極秘古今集」の見出しがあり、「三箇之大事」(御賀玉木・妻戸削花・賀和名種)以下、「別伝三箇之大事」(第一 御賀玉木・第二 妻戸削花・第三 賀和嫁種・重大事・重々大事)、「超大極秘古今集」(三鳥之大事・第一 百千鳥・第二 呼子鳥・第三 稻負鳥)、「古今美多理之翁之大事」、「古今小町夢ノ歌三首ノ大事」と続き、末には「此一巻者古今伝授超大極秘

二卷内上巻也。奥書見次巻。皆 宝永六己丑年陽月吉辰 風觀齋長
雅六喻（花押）」とある。

一方の坤の巻は「古今巻頭之大事」、「古今恋巻頭巻軸歌之大事」、
「巻軸之大事」、「古今雜巻頭之歌大事」、「古今蟬丸歌三首之大事」、
「古今日神之御歌之大事」、「古今大歌所御歌之大事」、「古今巻軸之
歌之大事」と続き、末に次のような奥書が見える。

右二巻者東野州常縁伝于種玉庵宗祇、宗祇亦

西三条実隆公、肖柏老人等伝之、以来至玄旨法印

御秘巻、秘本嫡々相承焉、自玄法印明心居士広沢

長孝到野子、而如一器水遷一器相伝之、経代々秘

書秘巻加増而以充匡匣、此集雖本於紀貫之自金

吾基俊二条家代々相承之、委讓血脈道統之譜、

寔歌道之大本此国之至宝奈加之哉、最可堪欣幸

而已。

皆

延宝九年辛酉天

風觀齋長雅

春三月十八日

六喻（花押）

奥書准右附屬之意趣者十八通切紙縮巻終

尾（誌）之仍而令畧訖

宝永六己丑季

風觀齋長雅

陽月吉辰

六喻（花押）

とある。奥書にみえる長孝、長雅の学統は幽齋—貞徳の流れを汲む一派であることを標榜し、権威付けを行っているが、これらは当該書のほかに、本解題十の「超大極秘古今内伝授」の奥書にも見え、江戸時代における古今伝授書の主流をなしていたことが知られるのである。

（金 石 哲）

九 極秘古今口伝並和歌切紙

写本一冊。表紙は菊花・萩花・百舌を描いた鳥の子。外題は表紙中央に題箋を貼り「極秘古今口傳並和歌切紙」とする。二四×一六・八cm。袋綴。本文料紙は楮紙。本文四五丁。前半部（二丁才〜一八丁ウ）一面九〜一〇行、中間部（一九丁才〜三二丁ウ）一面二〜一六行、後半部（三二丁才〜四四丁ウ）一面九〜一二行。表紙見返しから一丁才（もとは遊紙であったか）及び四五丁才から裏表紙見返しにかけて、文政年間の戸田高貫の増注書入あり。また、一丁才から一丁ウにかけては、安政二年の源弘忠の補充の書入が見られる。内容は、戸田高貫の増注部分に「万葉類葉抄」「万葉類林」「郁子」「ムヘノ義」「ヲカ玉ノ木ノ実」、源弘忠補充部に「をかたまの木」「喚子鳥」「河名州種」「百千鳥」、二丁才から長好の判を持つ「題

読方切紙」「徒然草三箇之口伝」と続ける。続く「古今伝受切紙条々三箇之口伝」「古今集切紙之内聞書」「内外口伝二十五首」「寿峯口伝」「古今切紙」は、本解題二の『古今切紙口伝』や、初雁文庫所蔵『古今集秘訣』（二・一七四）等に見られる宗祇以来とされる二条派の説である。更に「三箇之大事」「重大事」「重々口伝」

「真諦之事」からなる「十八通之切紙」、吉田神龍院所持の古今伝受書を写した玄旨法印自筆本を更に写したという「神道流之事」「八雲之事」「重大事」「三神之事」「極位之事」「神遊・神楽之事」「祭之事」を伝える。また、長孝の判がある「奈良」、長頭丸の

「百人一首五歌之秘訣切紙」、長好・長雅の判を持つ「同五歌之秘訣聞書」「同読方清濁」と続き、長雅の判で「霽の煙の古事」を伝える。更に三条西実澄の奥書を持つ「源氏物語三箇大事切紙」「空假中」を述べ、「源氏物語口訣之聞書」「源氏秘訣三箇大事抜書」と

続く。「大乘起信論疎」「狭衣物語三箇秘訣切紙」には長頭丸・長好・長雅の判があり、後半は主に貞徳のものとする説を受けた形になっている。四五丁ウからの増注部には、玉柏・ヲガ玉ノ木の説図、「高貫按」「小嶋佑介云」などが付記されている。

（早川 やよい）

十 超大極秘古今内伝授

写本一冊。金色布表紙の中央に銀色の題箋を貼り、「超大極秘古今内伝授」とする。内題は、「超大極秘古今内傳授 切紙口訣條々」とある。天地左右に金を刷き、表紙見返しに銀箔を散らす。大きさは、二五・〇×一八・二cm。袋綴。本文の料紙は斐楮混漉。本文墨付四四丁、遊紙首尾各一丁。一面二行書。朱筆による書入れがある。延宝九年、風観齋長雅からの相伝。明和四年写。奥書は後述する。

冒頭部分は、内題に続いて「十八通切紙近代縮一卷。其故ハ速て後代為不紛失也」とあり、もとは切紙であったことが知られる。内容には、内題「超大極秘古今内伝授」で始まる前半と、「超大極秘古今集」と端作りする一四丁表からの後半とに分かれる。

前半の項目を挙げると、「古今二字之大事」「古今土台之事」「古今真体之大事」「古今三才之大事」「古今仮名序発端之詞之大事」「古今仮名序和歌二字之大事」「古今日於利日之大事」「古今相生之大事」「古今奈良帝之御事」「古今仮名序万葉集の時代口訣」「古今巻頭脇貫之歌之口訣」「古今第三内侍歌の口訣」「古今花津見の口訣」「古今真名序の口訣」「古今短歌の大事」「古今反歌之口訣」「古今阿乎武之口訣附物名」「物の名の内」である。ここまでの内容は、

初雁文庫蔵『超大極秘古今内伝授切紙口訣条々』(明和七年写)と同じであり、該本一三丁表の「延宝九年辛酉曆三月十八日 風観齋長雅在判」(但、初雁文庫蔵本「二月十八日」)の本奥書、続く「宝永六年己丑季陽月吉辰 北鷺見氏迪知英丈 風観齋長雅在判」の奥書がほぼ一致するが、該本ではこの後に「享保十三年申五月 白光胤丈 莫遊齋短山正玄(花押)」の奥書がある。

後半は、更に(1)「超大極秘古今集」(2)「超太極秘古今集」(3)「裏書 超大極秘古今集」と端作りする三部に分かれる。(1)は「三箇之大事」「別傳三箇之大事」「重大事」「重々大事」、(2)は「三鳥之大事」「古今美多理の翁之事」「古今小町夢の歌三首之事」、(3)「三箇之大事」「別傳三箇之大事」「重大事」「重々大事」「古今巻頭之大事」「古今恋巻頭巻軸歌之事」「巻軸の大事」「古今雜巻頭之大事」「古今蟬丸歌三首之事」「古今日神の御歌之事」「古今大歌所御歌之事」「古今巻軸の歌之大事」の項目が設けられている。後半部分は初雁文庫蔵『古今天真独朗之巻』、や本解題八の『古今天真独朗之巻』と同じである。同書は乾坤二巻からなり、該本の(1)(2)が乾巻、(3)が坤巻に相当する(但、いずれの「天真独朗」にも裏書「三箇之大事」→「重々大事」はない)。(2)の終り二四丁表に一三丁表と同じ、宝永六年(『天真独朗』乾巻末にも有り)、享保十三年の奥書がある。巻末には、「延宝九年辛酉天春三月十八日 風観齋長雅朱印之在判」、

宝永六年(以上『天真独朗』坤巻末にも有り)、享保十三年の奥書の後に、

白光胤事橘諸侍

奉 從三位藤原重盈卿相傳

奉 中務權大輔藤原持豊朝臣

明和四丁亥年九月廿四日 文靖院殿依遺言相傳開封

一子諸厚同相傳。

とある。

延宝九年の奥書には、東野州常縁、宗祇、三条西実隆、肖柏、玄旨、貞徳、長孝、長雅へと伝わった二条派の伝授である旨が記され、長雅から北鷺見氏迪知英、更に白光胤、藤原重盈、持豊に伝えられた伝授書であることを思わせる。

初雁文庫蔵『超大極秘古今内伝授切紙口訣条々』は延宝九年二月十八日(本書では「三月」、いずれかが誤写か)、『古今天真独朗之巻』は同年三月十八日の奥書を持ち、内容的にも同系列の伝授書と思われるが、該本はこの両書を一冊にまとめた形になっている。独自の内容は、(3)裏書「三箇之大事」→「重々大事」であるが、(1)とほぼ同内容である。(長谷川 友紀子)

十一 和歌秘伝

写本一冊。外題・内題ともになし。袋綴。二五・二×一八・一cm。
本文料紙は楮紙。本文墨付二四丁。一面八行書き。別紙として「二
条家御歴代記」を附す。天保九年写。

内容は大きく分けて、三部に分かれる。

第一部は、灌頂口伝の伝授である。「発聲の事」「會席心得事」な
どにはじまり、「他説古今集深秘」では、三鳥之傳（呼子鳥・稲負
鳥・志長鳥）、三木之傳（岡玉木・めとにけつり花・かはな草）を
記す。続いて、「他説五種人麿伝」、「一首十鉢口授切紙」を記す。

「一首十鉢口授切紙」では、「ほのほのと明石の浦の朝霧に島がく
れゆく船をしぞ思ふ」の歌について、句を入れ替えたものが十首あ
げられている。

第二部は、他家の切紙の集成であるらしく、「他説古今和歌集傳
授切紙」、「同伊勢物語七箇之傳」の順に続く。「他説古今和歌集傳
授切紙」で三木之事（オカタマノ木・カハナ草・サカリ芭、呼子
鳥之事、都鳥之事、稲負鳥之事を記す。「同伊勢物語七箇之傳」で
は、シホシリノ事・芥川之事・目ハタカヒ・クツハ取テの四つしか
記されていない。最後に「元禄三己巳仲夏下旬 清原政國」との奥書
が記されている。

第三部は、宗祇流の伝授で、「他説古今集物名」、「古今和歌集」
からなる。「他説古今集物名」の内容は、うめ・かにはさくら・お
かたまの木・くたに・さうひ・めとにけつりはな・やまし・かはな
くさ・さかりこけ・にかたけ・わらひ・からこと・いかゞさき・か
みやかは・百和香。「古今和歌集」の内容は、三ヶ大事（御賀玉之
木之事・女門削花と云事・加和名草之事）、三鳥之大事（百千鳥之
事・呼子鳥之事・稲負鳥之事）、みたりの翁之事 である。最後に
「二條家 常縁―宗祇―實隆―公條―實澄―藤孝―通村―貞徳―盤」
との系図があり、「元禄二己巳季秋二陽 平野氏清原姓政國入道／寶曆
十二壬午初秋 芭高写之」と奥書を記す。

この書の書写奥書は「時々天保九戊戌春二月吉日 紀貫之朝臣ヨ
リ四十三代之孫紀廣勤事 菊井廣勤」となっている。

(日坂五月)

十二 源氏物語三箇大事切紙

写本一冊。二四・二×一七・二cm。外題は、「源氏物語三箇大事
切紙全」と打付書きに記す。袋綴。本文墨付は二九丁。遊紙が前後
に各一枚ある。前遊紙は扉として使われ、「源狭伊秘事」と扉題が
記される。一面十一行。「五十嵐 蔵図書之記」という長方形の朱

の蔵書印と、「禮讓」という丸形の墨の蔵書印が押されている。

該本は、扉題に「源狭伊秘事」と記されることからわかるように、『源氏物語』『狭衣物語』『伊勢物語』の秘伝に関する切紙をまとめたものである。すなわち、「源氏物語三箇大事切紙」「又一通之切紙」「源氏物語口訣之聞書」「源氏秘訣三箇大事拔書」「大乘起信論疏」「狭衣三箇秘訣切紙」「伊勢物語奥旨秘訣」から成る。

まず、「源氏物語三箇大事切紙」「又一通之切紙」は、揚名の介・三つが一つ（ねの子の餅）・とのる物の袋という『源氏物語』の「三ヶの大事」とまとめられる事柄に関する秘伝を述べる。ただし、「又一通之切紙」では、「三ヶの大事」を「空仮中」になぞらえたり、天台の四諦の法門をもちいた総論を述べたりもしている。

また、どちらの切紙の末尾にも、天正二年（一五七四）四月二十日付で、三条西実澄（実枝）から九条植通に伝えられた、との識語を記している。そして、この二つの切紙に関して、「右之切紙は三条西殿より九条殿へ御伝授之趣也 又九条殿より某奉蒙御相伝者也」と記し、自分は九条植通からこれらの切紙を伝受したのだとその正統性を主張している。

続いて「源氏物語口訣之聞書」を載せる。この切紙は、『源氏物語』の主題に関する秘説を述べている。これは、古注釈の総論部分と共通する事柄を取り上げているが、古注釈に比べて仏教色が強い

ものとなっている。

「源氏秘訣三箇大事拔書」は、また「三ヶの大事」に関する秘説を記す。先に載せられていた「源氏物語三箇大事切紙」「又一通之切紙」と比べると、いくぶん詳しい記述になっている。

「大乘起信論疏」は、「右見起信論疏」と記すように、男女に関する記述を「起信論疏」から抜書したもののようである。

これら三つの切紙の後に、慶安五年（一六五二）四月六日付の、九条植通から伝受されたという長頭丸（松永貞徳）の識語と、その貞徳から伝受されたという、延宝三年（一六七五）九月十一日付の長好（望月長孝）の識語、その長孝から伝受されたという、天和二年（一六八二）三月二十日付の長雅（平間長雅）の識語が存する。これらの識語から、この三つの切紙が、三条西家から九条植通を経

て、貞門の地下歌人たちに伝えられたものであることがわかる。

次に、「狭衣三箇秘訣切紙」が載せられる。「源氏物語」との対比や仏教色の強さが特徴と言える。『狭衣物語』の内容には触れられておらず、『源氏物語』や仏教から見た場合の『狭衣物語』の理解を述べたもの、とでも言えようか。この切紙の末尾にも、長頭丸・長好・長雅の識語が、先の三つの切紙と同じ年月日付で見られる。

最後に、「伊勢物語奥旨秘訣」がある。これは、「題号口訣」「読方清濁」「一花堂読方清濁」「極秘裏説条目口訣別」「極秘七箇大事

裏説口訣」の五つから成る。これらの末尾には、「二条家之正説」であることを述べる慶安元年（一六四八）八月十六日付の長頭丸の識語、長孝から伝受されたという延宝九年（一六八一）十月二十五日付の長雅の識語を記している。

なお、堤康夫氏が『源氏物語注釈史の基礎的研究』（平成六年おうふう）の第二章三の（四）で、該本と同様の『源氏物語』や『狭衣物語』の秘説に関して述べておられる。

また、大津有一氏の『伊勢物語古註釈の研究 増訂版』（昭和六十一年 八木書店）の第二章第三九、補遺篇四五、補注や、小高敏郎氏の『近世初期文壇の研究』（昭和三十九年 明治書院）の寛永期の第三章第二節に、該本と同様の『伊勢物語』の秘説に関する記述が見られる。

（中 葉 芳 子）

十三 源氏狭衣口訣切紙

写本一卷。表は紺地に金糸の模様。裏表紙は金砂子散らし。外題・内題ともなし。一八・五×五〇・〇cmを十六枚綴ぐ。宝永三年書写。朱筆の書入れあり。

項目ごとに朱筆で六印がつけられており、順にあげると、「又一通之切紙」、「源氏物語口訣之聞書」、「源語秘訣三箇大事抜書」、「大

乗起信論疏」、「狭衣三箇秘訣切紙」である。内容は、本解題九の『極秘古今口伝並和歌切紙』後半部分の「空假中」の「狭衣三箇秘訣切紙」までと一致している。ただし、「狭衣三箇秘訣切紙」の本奥書までは一致しているが、書写奥書は異なっている。書写奥書は次の通りである。

右之一巻者光源氏物語并狭衣大事秘訣口傳也

光源氏物語者紫式部作比法華經 狭衣物語者娘大貳三位作准涅槃經 依之二部秘訣明一卷此條目二條家之正説而遣遊軒明心居士狭々野屋長孝居士傳來之趣也 雖然於此道累年感厚心 篤以今令附與記 如誓盟全不可 有他見漏脱者也

六喻居士長雅

□

寶永三丙戌季

井氏

長如丈

とあり、長雅から井氏長如へ伝えられたものと思われる。

（日 坂 五 月）

十四 古今和歌集切紙 写 一卷

写本一卷。一八・五×八六三・〇^{cm}。黒の塗軸。金欄装、枯茶色無地に唐草紋様の布表紙。見返しは、金銀砂子散らし、一八・五×一四・八センチ。外題なし。内題は「古今和歌集切紙」とある。本文料紙は楮紙。

目録には、「古今三箇之大事」として三木の「をかたまの木」「めとにけつり花」「かはなくさ」、次に「三鳥」として「ももちとり」「よふこ鳥」「稲負鳥」、続いて「三たりの翁」として「かそふれば」「をしてるや」「をいらくや」という三首の初句を挙げる。

この目録からもわかるように、「三木三鳥」と「三たりの翁」のことが伝受の中心であることや、たとえば「をかたまの木」について『日本書紀』の天の岩戸伝が援用され、「をかたまの木」とは三種の宝を掛ける「坂木（榊）」のことであって、天照太神の神魂を置く木の意であるとする伝授内容からすれば、宗祇流の特徴を基本的に備えていると言える。

ただし、伝授内容は、「古今三箇之大事」として三木について「初重之伝」から「四重之伝」まで四段階にわたる伝授を記す。また「めとにけつり花」の「初重之伝」に「…是は業平朝臣うつくしけにけつり花をして、かのみやすむ所のまします御殿の妻戸にさし

たるをなんいふとて」のように、業平が高貴な女性の御殿の「妻戸」に「けつり花」を挿したことを言うとするのは、定家仮託書とされる「愚秘抄」と同じである。

さらに、「三箇大事総訣」として三木が三種の神器である旨（「四重之伝」の内容）が繰り返され、「奥書」として、三種の神器によって神孫である天皇が我が国を治めていくことを紀實之が古今集に伝授しているのが三木の歌なのだと記している。

続く「三箇大事紀元」には、そもそも三種の神器に関わる「三箇大事」は、「阿之巻」「玉之巻」の二巻の書として、文徳天皇住吉行幸に供奉した在原業平歌「我見ても久しく成ぬ」に感動した住吉明神が、赤衣の童子として現形し、「むつまじと君はしら波」の歌とともに業平に与え給うたものであり、二巻のうちの一巻を業平は伊勢神宮に献上し、一巻を子息に授けたが、伊勢神宮の一巻はやがて延喜帝に献上され、延喜帝は和歌の奥義を得て古今集撰集に至ったと記すが、この内容の大方は、為頭流の『古今和歌集序聞書三流抄』に近い。

「三鳥」については、三木の場合と同様に四段階の伝授を示し、「百千鳥」の歌を閑院左大臣藤原冬嗣公の、喚子鳥の歌「をちこちの」を猿丸太夫の、稲負鳥の歌「わがかどに」を重明親王の歌とするが、「百千鳥」を冬嗣の歌にする説は、常光院流流堯智の『古今和

歌集隱名作者次第」と共通している。

また、「三たりの翁」を底簡男命、中簡男命、表簡男命の三神である住吉明神のこととする点には、神道の濃い色合いが認められる。

「三たりの翁」の後に、目録にはないが、再度「古今和歌三鳥之事」として「百千鳥」「呼子鳥諸説之事」「稲負鳥同異口伝」について記されているのは、あるいは「三鳥」について先に記された中に「喚子鳥のこと口伝に有」「喚子鳥」の初重之伝」「稲負鳥のこと口伝に有」「稲負鳥」の初重之伝」とある「口伝」に相当するか。

以上の伝授は、最後の「古今和歌三鳥之事」を除き、目録の次第、内容、四段階の伝授などの点で、本解題六「古今和歌集切紙」とまったく同じものである。(泉 紀子)

十五 古今二字相伝

写本一冊。茶色格子模様の表紙の左上に、「古今二字相傳」と打付書きにする。内題も同じ。大きさは二七・八×二〇・九㎝。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付一九丁、遊紙は尾に一丁。一面おおむね一一行書き。奥書はない。朱筆による書入れがある。

冒頭部分には内題に続いて「私二八不知。是毛切紙ナリ」とある。以下に続く項目を列挙すると、「天神七代次第事」「地神五代次第事」

「人皇次第事」「千葉破之大事」「万葉時代相伝(是毛切紙也)」「十継之傳」「十ツ鉢別紙二有之(是毛切紙也)」「六義之事」「三鳥之大事(百千鳥之事、呼子鳥、稲負鳥之事)」「鴨柳兩義之事(是毛切紙也)」「天地人三才歌之事」「一首十体之事(口決切紙)」「一首五鉢之事」「種上」「置玉木事」「さかりこけ」「わらひ」「かはなくさ」「神妙伝之事」「名目清濁之假名遣之伝」「色紙之口伝(秘奥也)」「伊勢物語之伝」「徒然草大事」となる。「かはなくさ」までの内容は、初雁文庫蔵『府中秘伝切紙』の第三部、『古今箱伝授』前半、『古今二字相伝』(末尾が異なる)、横井金男氏蔵『古今伝授切紙(杵患授憲輔受)』の上巻等とほぼ同内容となっている。本書には奥書はないが、『古今箱伝授』『古今二字相伝』と同じく、「天地人三才歌之事」の最後に「法印梁盛 在判」とある。梁盛は杵患の門弟であり、杵患が藤原憲輔に授けた「延五記」の内容を受けるものが多く、杵患流の伝授書である。

「かはなくさ」以降の項目は他本では見えない。「かはなくさ」と「神妙伝之事」の間には、項目を立てずに和歌を挙げて解説している箇所もある。(長谷川 友紀子)

十六 古今三鳥切紙伝授並三神伝授之事

写本一卷。題簽・外題なし。内題は「古今三鳥切紙伝授並三神伝授之事」とある。緑色の表紙。見返しは銀箔散らし。本文料紙は楮紙。六紙継。天地一七・七^{cm}。奥書なし。

項目は「三神伝授之事」「古今三鳥切紙伝授」「柏之伝」である。

まず「三神伝授之事」では、最初に「三神は和歌の神にして和歌の三聖也」と記し、山辺赤人・玉津島明神・柿本人丸をあげる。次の「古今三鳥切紙伝授」では「右伝授を得たる人は呼子鳥一名を聞て鶯にも郭公にも雉子にも鳩にもよむ也。又、稲負せ鳥を鶴のこかれ羽読ても、くるしからず。鳥はいふに及はず。呼子鳥と心得れば猿をも鹿をもよむべき也。一切の声ある物の物名也。名のしれぬ鳥は呼子鳥也。春鳴諸鳥は百千鳥といひ、秋鳴諸鳥は稲負せ鳥といひて、春秋の諸の物名也。呼子鳥、春は百千鳥と云、秋は稲負せ鳥といふなり。」と締めくくっている。また中途に「此伝は二条冷泉閣兼良公之自筆にして二条冷泉の家々にしたがふてふかく秘ること也。努々他見ゆるすへからず。」とあり、本解題十七『古今之秘伝』二十一『古今三鳥切紙伝授』、十『超大極秘古今内伝授』等とほぼ同じ内容である。最後の「柏之伝」では、玉柏・むら柏・いはと柏・なには柏・須磨柏・三ツ柏・あさ柏・あから柏・屋ヲ柏について、そ

れぞれの意味を記している。

(福留瑞美)

十七 古今之秘伝

写本一冊。緑色絹張の表紙の左上に金色の題箋(二四×三・三^{cm})を貼り「古今之秘傳」と記す。二五・三×一八・六^{cm}の袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付き五二丁。一面八行である。内題なし。一丁才に目録。目録には三鳥、三木一草、二聖、六歌仙、しほしり、竹の都、もかう、東鑑三箇伝、とあるが、実際には①「三鳥」②「三木一草」③「二聖」④「六歌仙」⑤「しほしり」⑥「竹の都」⑦「もかう」⑧「東鑑三箇伝」⑨「鳥居大事」⑩「神」が書かれる(丸数字は私に付した)。

内容は、飯田季治著『和歌秘伝鈔』に翻刻された、『古今伝授』一「二條家一子相伝の秘事」の「二聖六歌仙伝」「三木一草伝」「三鳥伝」に近似する部分が多い。

①「古今三鳥切紙の伝授」では、百千鳥の事、呼子鳥の事、稲負鳥の事の説明があり、「右是まては二條冷泉の当流に切紙とて申伝る也。二條家直授一條禅閣兼良公の自筆」と記されている。また「古今三鳥の中にしてよふこ鳥一鳥にてすむなり」と三鳥の実名を比定せずと言うことを秘伝として記す。さらに「追加」として「古

今にも伊勢物語にもせたる都鳥も是也」という。前掲『古今伝授』でも奥書に「右は二條家嫡流、切紙として申し伝ふる正伝也。」とあり、その末尾に「文明四年、一條禪閣兼良公より、姉小路基綱卿に伝へられたる古今和歌集鳥の口伝、左に記し置く者也。」として書く部分が、右の「古今三鳥の中にして」以下に一致する。また「追加」の部分は、横井金男著『古今伝授沿革史論』に掲載された「古今伝授切紙付録」巻の一（一條冬良公撰）「伊勢物語の伝―都鳥の事―」と一致している。

② 「古今三木一草の伝授」では、「をかたまの木 めと木 けつりはなを三木とす 又けつり花をとし木とたてゝ、をかたまの木、めと木、とし木、是を三木といひ、本よりかはな草を一草として三木一草とはならひ伝へり」として説明するが、これも前掲『古今伝授』にはほぼ一致する。しかし、『古今伝授』にみられる「為家卿口伝に云」「相伝に云」という記述は見られない。

③ 「二聖の伝」では、人麿・赤人の伝記を述べ、「二聖は陰陽也。人丸は先に生て西国石見にて終りの歌をよみ、赤人は後に生ししかも、人丸に随て東国の事をあらはず 陽中の陰又陰中の陽 皆大極の一より始まれば、二聖一人と習へるも此理ありいかにそ二聖とあかめさらん」とする。この赤人・人丸同人説は『玉伝深秘』の説を受けているのである。

④ 「六歌仙之伝 一遍昭 一業平 一康秀 一喜撰 一小町 一黒主」と略伝を述べ、「只二聖六歌仙を何とて古今につらねたりといふを知るは歌道の本意也」とあるのも、大略『古今伝授』と同じであるが、喜撰について「喜撰式をゑらひしは別人なり」という記述をも盛り込んでいる。

⑤ 「しほしり」は、『和歌秘伝鈔』所載『伊勢物語秘伝 一條閑白相伝―伊勢物語塩尻の伝―』や『古今伝授切紙付録』巻の一の「伊勢物語―塩しりの伝」に大略一致する。

⑥ 「竹の都の伝」は右の「古今伝授切紙付録」巻二「大和物語―竹の都の伝」に大略一致する。

⑦ 「もかうの伝」は「古今伝授切紙付録」四の巻「徒然草伝―もかうの伝―」に同じだが、冒頭の「徒然草に曰く」を欠いて、『枕草子』の引用からはじまるが、結局「追加」として兼好の「布のもかう」の事を引くのも、「古今伝授切紙付録」四の巻に同じである。同じく「一 右伊勢物語の塩尻 大和物語の竹の都 枕草子の裳架 此三つは三部の秘事とて源氏物語三ヶ所大事につゝきて口伝也」と結んでいる。

⑧ 「東鑑三箇有職」は、まず「東国三介 調度懸 放免 東鑑は武家の有職にして公方の龜鑑なり 其中に右の三事口伝なくてはしられぬ事也」と記す。このうち、「調度掛の事」には「追加」とし

て、「申楽の脇をほしも、むかしは濃染の立るほし也」とるほしの説明が加わる。また「放免の事」にも「追加」として、「古今伝授切紙付録」四の巻「徒然草伝―放免のつけ物―」をひくが、さらに「近代、つれ／＼に、三部の秘事とて、しろうるりをそへてもかう 放免をいふこと有」と「徒然草伝」にも触れている。

⑨「鳥居大事」⑩「神」が付されるのは、神道伝授と一体化したことを表しており、この一冊が幾つもの伝授を併せて成立していることがわかる。

(三) 木 麻 子

十八 光廣伝古今三鳥三木記

写本一冊。茶色紙表紙で題箋、内題なし。二七・五×一九・七㎞。写本。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付き三四丁。一面十六行である。

冒頭に、目錄らしく、「一 聖武天皇御宇古今三鳥三木伝」「一 二聖六歌仙之事」とあったあと、「一 草木異名之事」と、「千代見草・廿日草・夕玉草・鹿鳴草・藤波草・思ひ草・里見草」という異名が記されているのが独自であるが、内容は、「三鳥切紙伝」「古今三木一草の伝授」「古今序二聖六歌仙伝」までは、本解題十七の『古今之秘伝』と同じ。別に「古今集三鳥記録」があり、あとに

「烏丸光廣」の名が見える。

次に、「和歌書様」「和歌会の次第」、「題のよみやう」、「人の名をよむ事」について述べる。

また「歌道秘蔵録」では、「凡大和歌は言の葉を以ていろ見へぬ心の程をのべ伝る事なれば てにをはをもて肝要とす」という趣旨で、十三ヶ条にわたり、助詞、助動詞などについて解説する。

「三鳥切紙伝」「古今三木一草の伝授」「古今序二聖六歌仙伝」「古今集三鳥記録」のあとに、識語、

右古今至極之秘事也 為千金其不可有他伝者也

亜槐烏丸光廣在判

「和歌書様」のあとに奥書、

長享元年（一四八七）冬十二月七日 桑門御判

永正九年秋七月五日 内相府

「歌道秘蔵録」のあとに識語、

以上口伝可秘々々奥書如同

程々申されける言葉不紛相伝申候 必ず一子ならでゆるし有度候 仮令雖為千金無歌道執心を不可許之 可秘々々如件

とあり、また大尾に、

元和八年壬戌八月十三日 亜槐烏丸光廣 在判

文化二乙丑年夏五月廿日写 木川信好蔵書

文化四卯年夏六月九日写

山田徳好藏書

とある。

(三 木 麻 子)

十九 古今直伝口授秘訣

写本一冊。二三・六×一五・七cm。外題はない。内題は、「古今直傳口授秘訣」。袋綴。本文墨付は、一六丁。一面二行。

始めに「古今の中序に所理二聖六歌仙の伝」と記し、「およそ哥人おほき中に」で始まる二聖六歌仙の序、「二聖の伝」「六歌仙の伝」を述べる。これは、二十の『古今和歌集伝授』の該当部分と表現に違いはあるものの、内容は同じである。

次に、「古今三鳥切紙伝」と記して三鳥の伝を述べ、その後「是より相傳の文左にするす」二条家直伝一条禅閣兼良公の自筆」として、再び三鳥の伝が始まる。それから、「古今三木一草の伝」が続く。この部分も、二十の『古今和歌集伝授』の三木一草の伝と内容は同じである。

最後に、本文よりかなり大きな字で、
右記す処そのかみ道の為に食を

わすれ一心なけうちしにかの脚いと
やさしくおほしいまた道拙なしとい

へとも若者此伝を聞は地下として哥

妙を得へき道にすゝむの足しろと

もならんとやおほし

二條冷泉の両家の秘訓を

一條公のしらせせ給ふを留置給ふとて

あたへ給ふ誠に恐れみ敬しみ目出度

思ひ終生々々し東屋の書ならん歟

甲子年彌生旦

と記す。これは、該本の書写を師から許された弟子が、感謝の気持ちからその経緯を記しておいたものと考えられる。「甲子」は享和四年であろうか。
(中 葉 芳 子)

二十 古今和歌集伝授

写本三冊。二三・三×一八・一cm。外題は、表紙左端に題簽を貼り(ただし、天巻ははがれていて現存しない)、「五部和歌正傳 地(人)」と記す。袋綴。本文墨付は、天巻一八丁、地巻一七丁、人巻二二丁。一面一〇行。朱筆による訂正がある。

天巻の始めに、全体の目録が置かれている。

古今和歌集伝授書目録

上の巻

二聖の伝

六歌仙の伝

下の巻

三木一草の伝

三鳥の伝授極秘事

付録巻の一

伊勢物語 都鳥 の伝授

巻の二

大和物語 竹の都の伝授

巻の三

徒然草 もこう 布のもこう
白うるり 放免付物 伝

巻の四

東鏡 東国三介 放免
調度懸 伝授

露の玉章 以上

この後、当該書記載の伝の出所に関して、

古今伝授書 二條直授一條禪閣兼良卿公撰

伊勢物語

大和物語 伝授書 同

冬良卿公撰

徒然草

東かゝみ 伝授書 良純親王 可睡斎輯

と掲げ、「右之書は二條冷泉両家にて極秘事とする一伝也」で始まる解説も記す。

伝授書としては、「古今和歌集伝授書」と記した所から始まる。

まず、「凡哥人多き中に」で始まる二聖六歌仙の序、「二聖の伝」

「六歌仙の伝」を述べる。

地巻は、「古今和歌集／三木一草三鳥極秘事伝授」と記して、「三

木一草伝」や「古今三鳥切紙の伝授」を述べた後、再び「三鳥極秘

伝授 禪閣兼良卿自筆」として、三鳥の伝を述べる。要するに、三

鳥の伝授は、二度記されていることになる。この二度の記述は、共

通した解釈も見られるが、異なったものである。

地巻には、「伊勢物語伝授書」も含まれる。一条兼良の息、冬良

の撰とされるが、兼良の『伊勢物語愚見抄』や中世の伊勢物語の注

釈書と共通する解釈は少なく、成立は近世に下がると思われる。例

えば、「しほしりの事」に「火桶の名を塩尻と付たり」と記される

のであるが、これは『倭訓栞』「しほしり」の項にある「近世しほ

しりの香爐あり」と共通する認識と考えられるからである。

人巻は、「大和物語／竹の都の伝授」「徒然草」「東鏡」「露の玉章」

の順で記される。『大和物語』に関する伝授は、『倭訓栞』で「俗説」

とされる説を細かに述べている。江戸時代に盛行していた解釈であ

ろう。

『徒然草』の伝授に関しては、江戸時代の隨筆に「徒然草に三箇の伝授と云ふ事あり。貞徳などが時代より始れる事なり」と記されている。内容も「(布の)もかう」「白うるり」「放免のつけ物」と当該書と同様のものを掲げており、この種の伝授が江戸時代初期におこなわれるようになったと考えてよいだろう。

『東鏡』の伝授に関しては詳細は不明だが、伝授中の中で『東鑑』が注目されるようになったのが近世に入ってからである。

『露の玉章』は、当該書の跋文に当たるとなるような内容となっている。ここでは、二聖六歌仙の序、二聖・六歌仙の伝や三木一草伝、古今三鳥の伝授が一条兼良の伝えたものであり、『伊勢物語』『大和物語』の伝授が兼良の息子冬良の選んだものであることを改めて述べる。そして、これらに『徒然草』『東鏡』の秘事を付け加えたものが当該書であると言う。

『露の玉章』は、冒頭に「良純親王者」と記すが、最後に、

おもへ唯いく代の秋をつたへこし鷹のつはさのつゆの玉章

おかたまの木 年木 めと かはな草

いつれをかたまのきよめとさとしきて和歌よりはかはなくさめ
もなし

百千鳥 いなおふせ鳥 よふこ鳥

百千たひいなおふせしもとり／＼にこゝろにおもふことのはそ

なき

もかう 塩しり 竹のみやこ

ともかうも世は塩しりのしほしまぬ川たけのみやこゝろなをけ

き

という四首の和歌を掲げた後、「年月日 しれす／可睡齋 御判」とも記している。良純親王は、後陽成天皇の皇子で知恩院に入室した法親王だが、この「可睡齋」という人物については不明である。

なお、兼良流の古今伝授書に関しては、武井和人氏が『一条兼良の書誌的研究』（昭和六二年 桜楓社）の第4章第1部や『中世和歌の文献学的研究』（平成元年 笠間書院）の第3章第3節の七十にまとめておられる。（中 葉 芳 子）

二十一 古今三鳥切紙伝授

写本一冊。表紙左上に金砂子を散らした題簽を貼り、「古今三鳥切紙伝授」とする。内題は「古今三鳥切紙の伝授」。二七・六×二〇・二cm。袋綴。本文料紙は楮紙。遊紙首一丁。一面十一行。

内容は、「二条冷泉の当流に切紙として申し伝える」ものとして、三鳥を説く。「百千鳥」は鶯のこと。「呼子鳥」は唐では喚起鳥、古

今では猿のこと。「稻負せ鳥」は鶴鶴のこととする。さらに、「口伝」として「呼子鳥」は「一切の物の声ある物」の総名とし、ついで「追加」として『古今集』『伊勢物語』の郭公も呼子鳥であり、『徒然草』の呼子鳥は「こたま」の義であるとする。

次に「古今三木一草の伝授」を挙げる。三木とは「をか玉の木」「めと木」「年木」であり、一草は「かはな草」としている。

最後に「古今序中二聖六歌仙之伝」を挙げる。「二聖」とは人丸、赤人のことであり、「六歌仙」は遍昭、業平、康秀、喜撰、小町、黒主のことに触れている。

奥には「右此三木三鳥一条禅閣兼良公之御自筆を書写畢 可秘々々」とある。

本解題十七の「古今之秘伝」などとも同じ文言を持つ。「一条禅閣兼良」の名を出すあたり、どちらかと言えば冷泉家流とも言える。

(高木輝代)

二十二 二条冷泉両家切紙

写本一卷。軸、表紙はなく、外題も持たない。内題には「古今三鳥切紙の伝授」とある。二〇・二×三二・〇cmの料紙を十六枚継ぐ。横全長五〇・二・五cm。高さ十七・〇cm。行間一cmの墨界を施す。和

歌二行書。享保年間写。

内容は「古今三鳥切紙の伝授」、「古今三木一草の伝授」を説く。奥には「契沖」の名も見え、興味深いものではあるが、その内容は、本解題二十一の「古今三鳥切紙口伝」にある三鳥・三草・一草とまったく同じものである。初雁文庫蔵の「古今集伝受二条冷泉両家切紙 又箱伝受」(二・一七八)とも内容を同じくし、それらの伝本状況からも、いわゆる兼良流の伝授書が広く流布していたことを伺わせるものである。

(高木輝代)

二十三 冷泉家流歌道秘伝五部

写本五冊。五冊すべて三〇・〇cm×二一・一cmの袋綴。料紙は楮紙。

第一冊は、表紙左上に題箋の失われた跡がある。内題「古今集序中二聖六歌仙伝」。墨付一三丁、一面九行書。内容は、序にあたる「古今集序中二聖六歌仙伝」の後、「二聖の伝」と「六歌仙の伝」に分かれる。本解題十七「古今之秘伝」の中ほど、十八「光広伝古今三鳥三木記」の後半、二十一「古今三鳥切紙伝授」の後半、二十「古今和歌集伝授」の前半、十九「古今直伝口授秘訣」の前半部に、ほぼ同内容の記述が見える。

『古今集』仮名序に発した伝授であるが、「二聖の伝」については『古今著聞集』所収「修理大夫頭季人丸影供を行ふ事」とその内容を同じくし、中には明らかに後代の偽作歌を「人丸」歌として掲げている部分もある。一方の「六歌仙伝」においても『玉葉集』を為相撰として扱うなど、内容には問題がある。

第二冊も、表紙左上に題箋の失われた跡があるが、内題に「古今三木一草并三鳥伝」とある。墨付一〇丁、一面九行。内容は「古今三木一草并三鳥伝（実際は三木一草の伝）」と「古今切紙三鳥の伝」に分かれ、先に挙げた十七「古今之秘伝」、十八「光広伝古今三鳥三木記」、十六「古今三鳥切紙伝授」の前半部に加え、二十「古今和歌集伝授」、十九「古今直伝口授秘訣」の後半部に同内容が見える。しかし、唯一異なる点は、同類他本のほとんどが持つ「（此等の一伝は）一条禅閣兼良公の自筆にして（二条・冷泉家の骨髄にする事也）」、及びその後の「（三鳥伝）一条直授禅閣兼良公自筆」なる言辭が見えないことである。

以上二冊は、以下に述べる第三冊から第五冊までと同じく、冷泉為村の門弟である中原廣通が書き置いたものももたっていると思われる。他にも類書が多く、たとえば初雁文庫蔵「古今集伝受^{二条冷泉}両家切紙又箱伝受」もその一つであり、江戸時代中期以降の伝授書の中でも主流をなしていたようである。

第三冊は、表紙左上に題箋を貼り、「泉石抄」とある。墨付三一丁、一面九行書。内題は無いが、冷泉為村の教えを記した由の、中原廣通による序がある。それによれば、「泉石抄」の名の由来は、頓阿の『愚問賢注』に引かれる「泉石入骨膏」であるらしい。また、明和六（一七六九）年五月に廣通が記した奥書が見られ、さらにそれを、廣通息である源一陽が文政一三（一八三〇）年「なにかのきくに、つたへまほしくて」写したことを示す書写奥書がある。歌ことはの用法や清濁を含めた読み方、用字法、短冊や詠草・懐紙の用い方などを詳しく示す。さらに、朱による書入や合点も見られ、『長秋詠草』『拾遺愚草』『為家卿御集』の歌を例に引いたり、勅撰集の中でも『新勅撰集』と『統後撰集』に心をそむべし、などの言辭が見られ、冷泉家流の口伝である。なお、「冷泉」の字を仮名書きする際には「れんせい」と書くべきとの一節も存する。

第四冊は、表紙左上の題箋に「假名要意」とある。墨付三一丁、一面一〇行書。内題は無いが、寛政六（一七九四）年、七七歳であった中原廣通が「人のもとめによりて」記したとする奥書に続き、同年九月、そのまだ脱稿せぬ時に「改覧」した中原萬彦が、その際に謄写した由を記す書写奥書がある。さらにその後、源一陽が「……こたび（第三冊末尾に記される、文政十三年か）べちの二巻（第三冊と第五冊のことか）と、何かしのきみに奉るになん」と記

し置いており、第三冊から第五冊までを、何者かに贈呈するべく写したことが知られる。

初学に向けて、「同音相通」「豎の各行」「横の各行」「かなかへし」「かなづかひ」など、いわゆる仮名遣いの注意事項や反切について丁寧述べたものであるが、契沖の『和字正監抄』や『代匠記』などを引用して説くところに注目される。なお、一部、萬彦の書入が見られ、朱の合点も付されている。

第五冊は、表紙左上の題箋に「歌道打聞」とある。墨付二七丁、一面一〇行。内題には「會所の躰」とあり、さらに「追加」「懐紙書法」と続く。「二条流」に対して冷泉流を「当流」と称し、懐紙書法、詠草・短冊の書法を具体的に図示しながら詳細に説く。一部、萬彦の所為と思われる朱の書入が見られる。

なお、冷泉為村の伝を、安永八（一七七九）年一〇月に「冷泉門人」中原萬彦が写した書写奥書があり、「漫不可許外見者也」と記され、秘伝であることが示される。その後、文政十三（一八三〇）年、廣通息の源一陽が、「父入道」中原廣通が早くより「師」冷泉為村のもとに通つて伝授されたものを書き記し、一卷となったが、それを今回何者かに奉つた経緯を記し置いている。

（藤川晶子）

二十四 古今秘説

写本一冊。三つ巴散らしの紙表紙の左上、浅葱色の無地に卍つなぎの題箋に「古今秘説」と書く。内題なし。一六・〇×二三・〇cm。袋綴じ。本文料紙は楮紙。一面十二行。墨付き二五丁。表紙裏と裏表紙見返し裏に「西荘文庫」の印あり。

「秘説之目錄次第」には、まず「三木之事」として「相生之松」「をが玉の木」「めどにけつり花」、次に「三鳥之事」として「呼子鳥」「稲負鳥」「都鳥」とあり、これら三木三鳥の後に、「八首之秘歌之事」として、

第一 袖ひちて巻頭之歌

第二 八雲立之神詠

第三 春日野は今日はやきそ

第四 春日野之飛火の歌

第五 百千鳥之歌

第六 いて我を人なとかめその歌之事

第七 月やあらぬの歌

第八 吾見ても久しくの歌

附 むつまじと君は白浪乃神詠之事

のように、附けたり歌を含め九首の歌があげられている。

続いて目録には、「六義秘之事」「七箇之秘事 口伝」「千破振之故実」「君も人も身を合わせたりと云事」「人丸赤人之故実」「衣通姫之由来之事」「七夕之故実靈験」「和歌三神之密説之事」「天地陰陽神祇之事」「七種之若菜秘伝之事」「秋之七種の事」「物之名相伝之事」「古今二字之事」「撰者之故実由来密説之事」「三人之翁之事」「廿卷二分二十社に状か事」「好色之家ニハト云義」「歌之花實 師説之大事」「和歌之徳靈験之證歌」と続く。

ただし、内容次第には、「物之名相伝之事」の後に、目録にはない「巻第二十之部詞之秘伝」が、「和歌之徳靈験之證歌」の後はやはり目録にない「万葉集三師大伴卿歌」(「わすれ草わかひもにつく香具山の」)「おなし四 大伴家持」(「忘草わか下ひもにつけたれ」と)「暇あらはひろひに行ん住の江の」について注されている。

当伝授書では、前述のように三木を「相生乃松」「をか玉の木」「めとにけつり花」とするが、「相生乃松」について古今集仮名序の「高砂、住の江の松も相生のやうに」を引き、「高砂は上古万葉の歌を云 住の江とは当代の歌を云 合て一部となれば相生と書く」とするのは、

高砂、住の江は松の名所也。此松を古今にたとへ、古とは万葉集の時代、今とは延喜の御代也。万葉と古今と、あひおなしきと云義也。相生とは、ならひて生たると云様の義也

と、『古今和歌集頓阿序注』に見える二条派の注釈と同じである。また、「をか玉の木」について、

此事説々おほし 京極黄門正義を傳え置給へり それを秘せんか為に交野之鳥付柴の事に准え給へり 抑実義は天子を秘め奉り 下万民に至まで正月の門松を年木と祝ひ 是ををか玉と申す……

のように、藤原定家が正義を秘すために「をか玉の木」を「交野の鳥付柴」に喩えたとするのは、『愚秘抄』の「当家の口伝をか玉の木と申すは、交野の御狩の時、鳥つけて奉る鳥柴塗申木也」のような説を踏まえるか。定家が秘めた實義を「正月の門松」とするのは、為相に仮託した冷泉家末流の歌伝書『大江広貞注』の「別紙口伝」(初雁文庫本『古今集極秘之大事』)に見える説である。

「めとにけつり花」の
此事も深く秘して京極黄門は善と云字是也と計出されたり 亦是異草と書共 又めとは花瓶の事なと深秘したまふ成へし抑めとは妻戸也 后達の局の入口に作り花荘りに挿置を削花と云也

における定家の「善」説は「善めとといふ物の名也」とする『僻案抄』を踏まえるか。「めと」を「花瓶」のこととするのは、『古今和歌集灌頂口伝』の

…今儀には、めとゝは、かめの名也。高麗瓶子のあをくやきたるが、はたのあらくて、くちはうちへまくり入り、腹はふくらなる瓶也。花たての料にかやうに作れり。…

とする説に近く、また「妻戸に削花」との説は『愚秘抄』に近い。さらに、三木に関する以上のような説は、本解題四の「灌頂古今伝授」における三木の注とほとんど同じである。

三鳥についての注で特徴的なことは、呼子鳥は「はこ鳥」、稲負鳥は「鶴鶴」、都鳥は特定の鳥ではないとするのだが、挙げられた例歌のほとんどが、呼子鳥は『夫木抄』の巻五春部五「喚子鳥」の項に、稲負鳥は同秋部三「稲負鳥」の項、都鳥は雑部九動物部「都鳥」の項に収められた歌と一致することであり、この事實は、この伝授書が『夫木抄』以降に『夫木抄』を利用して成った冷泉家流の秘伝であることを示すものであろう。(泉 紀子)

二十五 古今和歌集三ヶ口伝血脈図

写本一卷。題簽はあるが、表面の文字は見え難く、外題不明。内題は「古今和歌集三ヶ口伝血脈図」とある。茶緑色の表紙で牡丹模様。本文料紙は藍と紫の雲紙。十八紙継。天地一六^{cm}。

国文学研究資料館編『初雁文庫主要書目解題』初雁文庫目録』

(明治書院 一九八一年)、川平ひとし氏「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」(『跡見学園女子大学紀要』第二四号・一九九一年三月)や三輪正胤氏『歌学秘伝の研究』(風間書房、一九九四年三月)等によると、この同類本に初雁文庫本(国文学資料館所蔵)『和歌灌頂次第秘密抄』(二・二〇〇)の後半部、天理図書館蔵『古今集藤沢伝』などがある。

項目は、「古今集三ヶ口伝血脈図」「古今二字相伝」「万葉二字口伝」「古今三ヶ大事之内」「合身口伝」「古今三ヶ条之内 古今和歌集三箇口伝」「古今三ヶ大事」「三鳥伝 三鳥大事」「三翁 三人翁歌伝」「八雲神詠事」「二字伝 二字口伝之事」「三才伝」「神詠大事(初重、二重)」「日域記」「古今和歌集口伝血脈」「長歌短歌口伝」「誹諧相伝」である。おおよそ項目ごとに、他阿から其阿に伝授した旨の切紙の奥書を持っている。

「古今集三ヶ口伝血脈図」には、紀貫之―醍醐天皇―(中略)―冷泉為和―明融―其阿に至る血脈系図が示され、また、本書の奥書には、

此切紙取分別伝也。可秘。右切紙不可有口外者也。

天正十九年雪月十六日

授者称念寺其阿 遊行卅三世他阿

右十八卷蛭牙齋山口羅人翁伝也

延享二稔 乙巳八月十八日夜写之卒

新哥舎 青夫

同天保十三壬寅年 六月廿三日写之卒

梅雪庵 遅牛 (判)

とあって、冷泉家の説が明融から時宗の遊行上人他阿や其阿へ相伝されたものが、羅人を通して俳人達にも伝えられたようである。

(福 留 瑞 美)

二十六 古今集三木三鳥考

写本一冊。江戸時代中期の有職故実家である伊勢貞丈の著。香色の横縞模様を表紙左端に題簽を貼り、「古今集三木三鳥考 貞丈 称意館蔵本」とある。内題は「古今集三木三鳥考 平貞丈述」。二六・四×一八・二cm。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付八丁。遊紙は首一丁。一面一一行。文化三年(一八〇六)書写。

巷間に流布している古今伝授書の三木三鳥の秘説に批判を加える立場から貞丈が考証を加えたもので、本書の構成は大きく分けて、(一)執筆動機を述べた冒頭部分、(二)「三木考」(①をかたまの木、②かはなぐさ、③めどにけづりばな)、(三)「三鳥考」(①もゝちどり、②よぶこどり、③いなおほせ鳥、附録しなかとり)、(四)

まとめにあたる末尾部分 からなる。奥書に「文化三年丙寅十月二十七日写畢 源家悟(花押)」とある。

まず、冒頭の(一)の部分では、「古今集」の三木三鳥の紹介に続き、古今伝授が細川藤孝(幽齋)に始まったこと、世間に流布する古今伝授書の三木三鳥の諸説が正史実録に見えない説であること、由来を述べるにあたっては仏法、神道、儒学、陰陽五行を駆使しているが一つとして取るに足りないことを述べ、従来の古今伝授に概ね批判的な立場をとり、その上で、私見を述べるといふ姿勢を明確にしている。貞丈のこのような姿勢は、たとえば、賀茂真淵が『統万葉論』において、古今伝授書に見える根拠のない説を「附会の臆説」、「邪説」といい、三種神器に附会する「古今三ケ口伝」を「偽書」と批判して、文献に基づいて実証的な考証を加えようとした国学の流れに立つものであろう。

(二)の「三木考」では、①の「をかたまの木」を日向国臼杵郡高千穂嶺にある木であるとする、他には見られない独自の説をあげる。また②の「かはなぐさ」、③の「めどにけづりばな」については『和名抄』、『延喜式』祝詞、『新統古今集』の歌などを引用して語義を実証的に説明しようとする姿勢が見られるが、②の説明は契沖の『古今余材抄』説の一部と共通している。

(三)の「三鳥考」では、①の「もゝちどり」は、一鳥の名では

なく、百千の多くの鳥の意であるとし、②の「よぶこどり」は、郭公鳥、つゝ鳥とは別の鳥であつて、鳴き声か人を呼ぶ声のように聞こえる鳥であるとする。③の「いなおほせ鳥」の項目では『呉竹抄』を引用して、「いなおほせ鳥」にはたゞき説を紹介しているが、この『呉竹抄』の説は、定家の『僻案抄』の説をそのまま引用したものである。本書はさらに「附録」として、「しながどり」についても考証を加えている点に特徴がある。「もゝちどり」の代わりに「しながどり」を「古今集」の三鳥の一つとする説は『古今和歌集灌頂口伝』にも見える。ただし、『古今集』の中で「しながどり」を詠んだ歌は、現存伝本では筋切本、元永本、唐紙卷子本に「しながどりるのをゆけばありま山夕霧立ちぬあけぬこのよは」（竊旅・四〇八）という一首があるだけで、定家本系統にはない。そのため、本書では「しながどり」を「古今集」の三鳥とする秘説を「一説」としてあげ、「しながどり」を詠んだ歌は『古今集』にはないので「古今の三鳥」ではないとした上で、『拾遺集』の神楽歌「しなが鳥猪名のふし原飛びわたる鴨が羽音おもしろき哉」（五八六）によって「しながどり」を説明するという体裁になっている。一条兼良の『梁塵愚案抄』、『和名抄』などを引用して考証するほか、説明の中には、賀茂真淵の『冠辞考』の説を指して「加茂真淵が新説」とする部分もある。

（木 藤 智 子）

二十七 古今伝授伝来由緒略記

写本一冊。朽葉色の横縞模様の表紙左上に題簽を貼り、「古今伝授伝来由緒略記」とある。内扉に「古今伝授伝来由緒略記 草書」とあり、内題は「古今伝授伝来由緒略記」。二七・七×一九・九cm。袋綴。本文料紙は楮紙。本文墨付一〇丁。遊紙は尾一丁。一面一行。明和二年（一七六五）成立。

細川藤孝（幽齋）の古今伝授にまつわる来歴について記したもので、後述するように、細川家伝来の史料をもとに、細川家ゆかりの人物が友人に語った内容をまとめたものである。

さて、本書は構成内容から見て、（一）二条家の古今伝授の血脈と幽齋、（二）慶長五年（一六〇〇）の田辺城籠城事件と幽齋の出自と来歴、（三）細川家略系、（四）古今伝授と幽齋に関する本書の内容が伝来したいきさつ、さらに、（五）「私曰」に始まる奥書相当部分からなる。

まず冒頭の（一）では、「夫古今和歌集者為歌道之本源、其中有秘旨欲識為伝授矣」に続き、貫之・基俊・俊成・定家・為世・頼阿・経質・孝尋・苺恵・苺孝・常縁・宗祇・実隆・公条・実澄・公国・玄旨と、二条家の相伝の系譜を列挙し、幽齋を二条家の古今伝授の道統を継承する人物として位置づける。

「然人王百八代後陽成院御宇、慶長五庚子初秋、石田三成叛時、細川兵部太輔藤孝〔幽齋隱居也。在リ丹後国田辺之城二〕を攻亡さんと軍議して……」で始まる(二)の部分は、ほぼ全文にあたる「藤孝を攻亡さんと軍議して」以下の記述が、『東国太平記』を引用したものと思われる。すなわち、(二)は内容的に、①慶長五年(一六〇〇)七月の田辺城籠城と後陽成院の勅命による開城のことに中心に、併せて②東常縁に始まる古今伝授の流れのこと、③幽齋の出自がきわめて詳細に記述されており、とりわけ「抑此藤孝と申は……」で始まる③の部分には、幽齋の十二代將軍足利義晴の四男説、細川元常の養子説など、特徴的な説が記されているが、これらはすべて『東国太平記』巻六の最後の部分とほとんど一致している。『東国太平記』は、延宝八年(一六八〇)の序があり、杉原親清が寛永元年(一六二四)にまとめた著述内容に基づく戦記である。肥後細川家四代(藤孝、忠興、忠利、光尚)の歴史を小野武次郎が平野長看撰述『御家譜』を参考に編纂した『綿考輯録』の引用書の中にもこの『東国太平記』の書名が見えることからすれば、当時、細川家の文庫にもこの『東国太平記』が蔵されていたことはほぼ確実であろう。

(三)の細川家略系は、「清和源氏 細川讚岐守頼春後胤 播磨守元常男 細川兵部太輔源藤孝 従四位侍従 従二位法印幽齋玄

旨」以下、肥後細川家八代藩主重賢までの略系を記す。「略系」の途中から別筆である。

このように、本書に記された内容は、細川家に伝わる何らかの史料を参考に記述されたのではないかと考えられるが、その意味で、(四)の部分は本書の成立事情を考える上での手がかりにもなる。

要約すると、肥後細川家七代藩主宗孝の御側小姓であった岩越何某は宗孝の寵遇厚く、許されてかねてから細川家の御文庫の秘書を書写していた。ところが、延享四年(一七四七)八月、宗孝が江戸城内で板倉修理勝該の乱心によって不慮の死を遂げる事件があり、主君亡きあと暇を出された岩越何某は、佳門と改名し、桑門となつて近国を徘徊した。その際に、莫逆の友で、筑前国損軒貝原篤信(益軒)の門葉である鷺明子頼致に請われるままに古今伝授のことを教えたというのである。

そして、(四)に続く本書末尾の奥書に相当する(五)の部分には、「私二曰」として、「丹後国田辺之城立勅使御□向あり。諸軍勢へ仰渡さるゝ御言葉、実条卿光広卿御兩処自御身之上之御事、前後不レ済の文面なれども、右鷺明子野子江授与せらるゝの砌、其來歴を物語らる。夫を□書留し事ゆへ、衍文錯乱一向□」に続き、「林主計 清書」という署名、最後に「明和二乙酉復月筆」とある。虫損ははなはだしく□とした部分も多いが、これによれば、

本書は、その鷺明子から古今伝授と幽斎に関する来歴を授与された「野人」が、それらを書き留めたものということになるが、その「野人」がすなわち本書をまとめた林主計ということになろう。

本書にまとめられた幽斎の古今伝授に関する説が、前述したように、岩越何某（佳門）が鷺明子に伝授した内容に基づいているとすれば、本書の記述は、おそらくは、細川家伝来の史料などによっている可能性が高いと考えられる。

（木 藤 智 子）